4 福祉こがねい 令和2年12月1日



※領収書がご必要な方はご連絡をお願いいたします。

③お振込

さくらファンドは「歳末たすけあい運動」による市民の皆 様からの募金を財源に、市民団体へ助成を行う事業です。 今年度のさくらファンドは5月、8月と2回募集を行い、合わ せて15団体へ、総額745.000円の助成を行いました。備 品の購入や講座実施のために活用される予定です。

第1次	団体名			
1	小金井市対面朗読の会			
2	黄金ネットワーク(障がい児の父親の会)			
3	特定非営利活動法人ひ・ろ・こらぼ			
4	こきんダイナー(孤食予防食堂)			
5	KOKOぷらねっと			
6	高次脳機能障害者小金井友の会			
7	親子おさんぽ広場			
8	小金井子育で・子育ち支援ネットワーク協議会			
9	NPO法人ファミリーステーション・SACHI			
10	なないろ勉強会			
第2次	団体名			
1	小金井史談会			
2	こごうちぶんこ・ことりのへや			
3	特定非営利活動法人ぶどうの木			
4	のびのび子育て			
5	はけの自然と文化をまもる会			

福祉体験学習に協力しています

問合先 地域福祉係 25042-386-0294

ボランティア・市民活動センターでは、学校で実施され ている福祉体験に車椅子の貸出や指導、講師の紹介など といった形で協力しています。新型コロナウイルス感染拡 大防止の対策を講じながら行うため、例年とは異なる体験 内容となっています。

この体験学習で初めて車椅子に触れる児童・生徒もたく さんいます。体験後には「思ったより速く感じた」「ちょっと の段差でも車椅子が進むことができないなんて」「前輪を持 ち上げるのが難しい」などと、体験しての新たな気付きや感 想をいただきました。児童・生徒にとって記憶に残る体験と なるよう、福祉教育をすすめていきたいと思います。



社協だより

発 行 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会(社協)

月曜日~金曜日(土日祝日除く)8:30~17:00

〒184-0004小金井市本町5-36-17 電話 042 (386) 0294 FAX 042 (386) 1294

ホームページアドレス: http://kvac.jp/ メールアドレス: vc-koganei@circus.ocn.ne.jp/

- ◆年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての方が対象です。
- ◆生活上のさまざまな不安や課題を丸ごと受け入れる福祉の総合相談窓口です。
- ◆本人、家族、関係者、どこに相談したらよいか不明な方、お気軽にご相談ください。 専門員(地域福祉 コーディネーター)が相談に応じます。まずは電話で相談の予約をお願いします。

・失業後、なかなか仕事が見つからず、家賃が払えない。

- ・ひきこもりの家族がいる。将来のことが心配。
- •計画的にお金が使えず、生活に困ることがある。
- 住むところがない、失うおそれがある。 ・税金を滞納している。
- ・地域活動を始めたい。

受付時間 8:30 ~ 17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く) 休日窓口 原則第1日曜日9:00~13:00

(市役所の休日窓口第1開庁日に準ずる)

電 話 042-386-0295

FAX 042-386-1294

所在地 小金井市本町5-36-17 小金井市社会福祉協議会内



主な事業内容

◆福祉総合相談(生活困窮者自立相談を含む)

生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。

適切な支援を一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住など の自立に向けた支援を行います。複合的な課題については、関係機関と連携して包括的 な支援を行います。

〈住居確保給付金の支給(家賃補助)〉

離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失った方または失うおそれのある方に、 原則3か月間(最長9か月間)、家賃相当額(上限あり)を支給します。

収入基準額等の支給要件があります。

〈家計改善支援〉

日常のお金の使い方の見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家 計管理が行えるように支援します。

要件に該当する場合は、公的制度や貸付など他制度も紹介します。

◆ひきこもり相談(随時受付)

毎月第4火曜日(10:30~13:00)要予約

※上記相談日のほかに随時専門員による相談も行っています。

地域共生社会の実現に向け、地域の資源との連携やネットワークづくりなどの地域活動 を支援します。 ※ この窓口は小金井市が設置し、小金井市社会福祉協議会が運営を受託しています。

生活福祉資金教育支援資金貸付

あたり入学金・授業料等の貸付(無利子)を 行う制度です

- Contract of the Contract of		基本貸付上限額	•高 校	•高等専門学校	•短期大学 •専門職短大	·大 学	返済
	教育支援費	等中員的工機額 (月額上限額) ※ 1	•専修学校 (高等課程)	*向守守门子仪	•専修学校 (専門課程)	・専門職大学	:14: 借受 :学生
	支		35,000円	60,000円	60,000円	65,000円	
	援	特に必要な場合 (月額上限額) ※ 2	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円	─ 連帯 :世 ^३ 利子
入学支度費(入学金のみ)※ 1		変費 (入学金のみ)※ 1	500,000円				7

溶期間 4年(卒業後) 受人 生本人 帯借受人 t帯の生計中心者 子:無利子



低所得世帯であること、世帯収入で生計維持が可能な状況であること、他の公的な制度とこの資金とを併せて学費が工面できること、未払いの学費であることが大まかな必須条件となり ます。また「高等教育無償化による授業料や入学金の減免」「給付型奨学金」「無利子奨学金(JASSO第一種)」を受けられる場合には必ず利用していただく必要があります。 それら以外にも細かい対象要件がありますのでまずはご相談下さい。 問合先 生活福祉資金担当 ☎042-386-0295

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生等のお子さんをお持ちの一定所得以下の世帯に 学習塾等受講料、高校・大学等受験料の貸付を行っています。

今年度の申請受付は 令和3年2月5日(金)まで

東京都では、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を目的に、受験生チャレンジ支援貸付事業を行っています。 ₽習塾等受講料貸付金│高校受験料貸付金│大学受験料等貸付金

中学3年生・ 高校3年生等

200,000円以内

27,400円(上限) (1校あたり 23,000円・4回まで)

80,000円(上限) (回数や1回あたりの) 上限の定めなし

※貸付対象となる学校へ入学した場合等、申請により返済が免除されます。

問合先 受験生チャレンジ支援貸付事業担当 ☎042-386-0295

「ひきこもりで悩む家族が集う場所」

ひきこもりがちな家族がいる方の集う場所です。

同じ悩みを共有し、気持ちが軽くなることを目的と

し、令和2年11月よりスタートしました。 お気軽にご参加ください。

次回日時 12月8日(火)10:00 ~ 12:00 ※毎月第二火曜日開催

定 員 10名



参加費 無料(要予約)

開催場所
小金井市社会福祉協議会B会議室

申込・問合先 福祉総合相談窓口 ☎042-386-0295



2 福祉こがねい 令和2年12月1日

~社協のお知らせ~

市内在住、おおむね60歳以上の方を対象にした講座です。ふるってご参加ください。

「楽しい、川柳講座」

日時:1月20日、27日、2月3日、10日 水曜日14:00~16:00(全4回)

会場:社会福祉協議会2階 講師:上村脩 氏(川柳講師) 定員:15名(多数抽選)

申込:12月25日(必着)まで

出前寄席

こんな事でだまされない!

日時:1月28日(木)14:00~16:00 会場:社会福祉協議会2階

講師: 稲井京子 氏(小金井市消費生活相談員)

定員:20名(多数抽選)

申込:1月1日から1月12日(必着)まで



往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号、参加したい講座名を明記し、 社会福祉協議会「※各講座名」係まで(〒184-0004小金井市本町5-36-17)



第10回こがねい市民活動まつり

市民活動団体等が行っている社会貢献や生きがいづくりの活動を 多くの市民に広め、理解と参加を進めることを目的としています。

今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での規模を縮小し、 オンラインを活用した情報発信を取り入れます。

詳細は市報2月15日号にて掲載予定。

日 時 令和3年3月7日(日)10:00~16:00(予定)

会場 小金井 宮地楽器ホール 1 階及びこがねい市民活動まつりブログ

主な催し・協働講演会:大熊雅士氏(小金井市教育委員会教育長) ・映画上映:「モルゲン、明日」

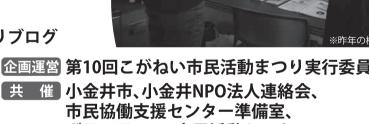
・会場での展示及びブログ上でのオンライン掲載

などを予定

企画運営 第10回こがねい市民活動まつり実行委員会

市民協働支援センター準備室、 ボランティア・市民活動センター

※歳末たすけあい募金配分事業





[対 象]平成12年4月2日~平成13年4月1日生まれで、 在宅で障がいのある方

(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方)

| 申 請 12月21日(月)までに、

いずれかの手帳をご持参ください。

【問合先】地域福祉係 ☎042-387-0011

※歳末たすけあい募金配分事業

ひきこもり相談窓口

相談日時 毎月 第4火曜日 10:30~13:00

相談対象 概ね16歳以上のひきこもりの方及びご家族の方

相談場所 小金井市社会福祉協議会2階会議室

申込事前予約 1回の相談日あたり2組まで

費 用 無料 申込·問合先 福祉総合相談窓口 ☎042-386-0295

サロン活動

本会で実施している「ふれあい・いきいきサロン」は、現在42団体が登録し ています。地域の中で様々な居場所として活動してきましたが、新型コロナウ イルス感染症の感染予防のため、活動を休止せざるを得ませんでした。

自粛期間を経て再開したサロンに参加された方からは、ひとりで辛かっ た、みんなと話したかった、サロンの開催を待っていた、などの声を聞くこと

まだまだ感染症に十分注意していかなくてはなりませんが、少しずつ日常を 取り戻し、地域のつながりを大切にした活動をすすめていきたいと思います。





ボランティア・市民活動センターより

「みんな笑顔に!おたよりボランティア」

新型コロナウイルス感染拡大によって、外出自粛で地域のサロンや交流会も中止 延期となり、高齢者の居場所が限られてしまいました。

この様な状況の中、市内在住でひとりぐらし高齢者の方々に少しでも和らいでいただ けるよう「おたよりボランティア」を実施しました。

「おたよりボランティア」は、市内の保育施設、小学校、中学校、高校、子ども会などの 子どもたちにご協力をいただき、葉書(残暑見舞い)の裏に日常・学校生活の事や趣味 好きな絵などを自由に書いていただき、ひとりぐらし高齢者の方々へ郵送で届けさせ ていただきました。

※歳末たすけあい募金配分事業



ボランティア保険における 新型コロナウイルスの取り扱いについて

ボランティア・市民活動センターで受け付けております 「ボランティア保険」において、特定感染症に指定感染症 (新型コロナウイルス)を追加し、補償の対象となりました。

- ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に 罹患した場合に補償されます。
- ボランティア活動中に感染したかどうかは、感染前後の 状況等を確認し、引受保険会社にて判断されます。

※取扱いは令和2年2月1日に遡って補償されます。

歷經 有限会社 東京福祉企画 ☎03-3268-0910 にお問合せください。

ボランティア・市民活動センター 活動室再開

ボランティア・市民活動センター活動室は、新型コロナウイ ルス感染拡大防止のためこれまですべての活動を中止として いましたが、10月より一部の活動を再開させることができま した。現在は感染症対策を講じながら、使用済みの切手や

ベルマークの整理、手芸 などのボランティア活動を 行っています。

活動者の方は、マスクを 着用し距離を保ちながら も、約半年ぶりの再会に話 に花を咲かせていました。



小金井市権利擁護センターは、認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、 要介護高齢者に対し、市役所等の手続きのお手伝いや日常的なお金の出し入れなどをお手伝いする「地域福祉権利擁護事業」と 認知症等で判断力に不安のある方に対し、後見人をつける「成年後見制度」の推進機関として、利用支援を行うセンターです。 小金井市権利擁護センターでは、下記のような様々な事業を行っています。

相談事業(無料)

センターでは、5つの相談を行っています。

- 総合相談
- 福祉サービス利用に際しての相談
- 判断力に不安のある方等への権利擁護相談
- 成年後見制度の利用相談
- 福祉サービスに対する苦情相談

成年後見制度

成年後見制度の相談の他、制度を推進するための 下記の事業を行っています。

- 1 成年後見制度普及のための講演会
- 2 専門家による相談会
- 3 親族後見人や専門職後見人等との連絡会
- 4 センター運営に助言をいただくため運営等審査会の開催
- 5 市民後見人の養成と活用
- 成年後見制度に関係する市内団体との連絡会の開催
- 7 法人後見人や後見監督人の受任 など

問合先 権利擁護センター ☎042-386-0121

地域福祉権利擁護事業(有料)

利用できる人

認知症の高齢者の方や精神に障がいのある方、知的に障がいの ある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者

- 福祉サービス利用援助サービス ・介護保険等福祉サービスに関する利用援助
 - ・郵便物の確認 ・契約に対する補助や立ち合い ・本人が在宅で生活していくための情報提供 など
- 日常的金銭管理サービス ・税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃等の支払い手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き など
- ・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れなどの手続き
- 3 書類預かりサービス ・定期預金の通帳・土地家屋の権利書・契約書類
- ・保険証書 ・年金証書 など ※日常的金銭管理サービスと書類預かりサービスのみの利用はできません。福祉サービス利用援助サービスとの併用が必要です。

①福祉サービス利用援助サービス

1回 1時間 1,500円(以降、30分ごとに600円を加算)

- ②日常的金銭管理サービス
- ・通帳を預からない場合 1回 1時間 1,500円
- ・通帳を預かる場合 1回 1時間 3,000円 (以降、30分ごとに600円を加算)
- ③書類預かりサービス 1か月 1,000円